

千葉市 PTA 安全互助会とは？

1. 安全互助会の目的

万一の事故や災害に備え、PTA会員が互いに助け合い、安心して活動できる体制づくりが必要です。本会の目的は、「加入 PTA の活動中に発生した PTA 会員の負傷、後遺症、または死亡や物損事故など(これらを『災害』という)に対する補償金給付のほか、会費から役員会が特別に認める事業への支出を行い、PTA 活動の円滑な実施に資すること」としています。

2. 安全互助会の構成員(会員)

本会の構成員(会員)は、千葉市 PTA 連絡協議会に所属する単位 PTA とし、単位 PTA ごとの団体入会とします。

3. 安全互助会の会費

一世帯あたり 120 円(×世帯数)ですが、そのうち、91 円を損害保険料とし、29 円を会費としています。

4. 見舞金・保険金の給付対象者

会員(保護者・教職員)はもちろん、児童・生徒、会員と同居の親族、講師、指導者など、PTA 行事への参加が事前に認められている者とします。

※詳しくは4月に各学校に1冊ずつ配布されている「手引き」をご覧ください。



PTA団体傷害保険

日本国内でのPTA主催・共催の行事参加中に被ったケガについて保険金をお支払いします。

補償内容例

例えばこのような場合のケガの補償

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



5. その他(見舞金など)

補償対象とならなかった事故の場合でも、見舞金を支払う必要があれば審査委員会で決定します。

6. PTA 活動への助成

相互扶助の考えから、会費(1世帯 29 円×世帯数)を集めて運営する互助会予算から市や区の PTA 活動への助成を行っています。例えば、各区 P 連へは、毎年加入校数×4000 円(令和 2 年度は 5000 円)を助成し事業の運営を助けています。

市 P 連より お知らせ

令和2年度からは、PTA会員の皆様の要望にお応えし、さらに幅広く保障を充実させた内容になりました。これまでも熱中症やけがなど PTA 活動で起こりやすい事故・災害の保障が特に充実していましたが、バザー等での食中毒対応やトラブル時の弁護士相談窓口(無料)なども加わりました。

安全互助会事務局の連絡先

千葉市 PTA 連絡協議会 事務局 TEL 043-245-5863

保険取扱代理店 (株)イーワイエーエージェント TEL 047-397-8182